

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第26号

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 <省略>	第2条 <省略>
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>
4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子ども <u>（第6項に規定する特定対象者を除く。）</u> を監護するものをいう。	4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。
5 <u>この条例において「高校生等」とは、子どものうち15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（次項に規定する特定対象者を除く。）をいう。</u>	
6 <u>この条例において「特定対象者」とは、子どものうち婚姻により成年に達したものとみなされる者をいう。</u>	
<u>（助成の要件）</u>	<u>（受給資格者）</u>
第3条 市は、保護者に対し、その監護する子どもに係る医療に要する費用（高校生等にあつて	第3条 この条例により子どもの医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」と

は、入院に係るものに限る。)を助成する。

2 市は、特定対象者に対し、その者に係る医療に要する費用(入院に係るものに限る。)を助成する。

3 前2項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもに係る医療に要する費用については、助成しない。

(1) 国民健康保険法又は規則に定める法令(以下「社会保険各法」という。)による医療に関する給付が受けられない者であるとき。

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者であるとき。

(3) 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者のうち、瀬戸市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年瀬戸市条例第26号)又は瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例(昭和53年瀬戸市条例第32号)の規定による医療費の助成を受けることができるものであるとき。

(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者のうち、瀬戸市精神障害者医療費助成条例(平成15年瀬戸市条例第16号)第3条第1項第1号又は第3号に該当し、同条例の規定による医療費の助成を受けることができるものであるとき。

(5) 法令、他の地方公共団体の条例等の規定によりこの条例と同様の医療に関する給付を受けることができる者であるとき。

いう。)は、国民健康保険法による被保険者又は規則に定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者である子どもの保護者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としなない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子どもの保護者

(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者のうち、瀬戸市中心身障害者医療費助成条例(昭和48年瀬戸市条例第26号)又は瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例(昭和53年瀬戸市条例第32号)により医療費の助成を受けることができる子どもの保護者

(3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者(以下「15歳以上の子ども」という。)のうち、瀬戸市精神障害者医療費助成条例(平成15年瀬戸市条例第16号)第3条第1項第1号又は第3号に該当し、同条例の規定により医療費の助成を受けることができる子ども又は子どもの保護者

(4) 法令、他の地方公共団体の条例等の規定によりこの条例と同様の医療に関する給付を受けることができる者

<p>(助成の範囲)</p>	<p>(助成の範囲)</p>
<p>第4条 市長は、<u>子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該子どもの疾病又は負傷に係る医療（高校生等又は特定対象者については、入院に限る。次項において同じ。）に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあっては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。</u></p>	<p>第4条 市長は、<u>子どもの疾病又は負傷に係る医療（15歳以上の子どもについては、入院に限る。）で、当該医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあっては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。</u></p>
<p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を<u>超える</u>ことができない。</u></p>	<p>2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を<u>こえる</u>ことができない。</u></p>
<p>(受給者証)</p>	<p>(受給者証)</p>
<p>第5条 <u>第3条に規定する医療に要する費用の助成の要件に該当する保護者は、子ども（高校生等を除く。）に係る医療に要する費用の助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に対し、子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付の申請をしなければならない。</u></p>	<p>第5条</p>
<p>2 市長は、<u>前項の交付の申請を受けたときは、規則の定めるところにより、その者に対し、受給者証を交付する。</u></p>	<p><u>市長は、受給資格者（15歳以上の子ども又は15歳以上の子どもの保護者を除く。）に対し、規則の定めるところにより子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。</u></p>
<p>3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関</p>	<p>2 前項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「</p>

等」という。)において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費(高校生等又は特定対象者に係る子ども医療費を除く。)の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことによつて行ふ。

2 高校生等又は特定対象者に係る子ども医療費(入院に係るものに限る。)の助成は、当該高校生等の保護者又は当該特定対象者の申請に基づき、当該申請した者に対し支払うことによつて行ふ。

3 <省略>

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、子どもの疾病又は負傷について子ども医療費の助成を受ける者又は子ども医療費の助成を受けた者が、当該疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成すべき子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した子ども医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の助成を受けた者があつたときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告)

第12条 市長は、子ども医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は子ども医療費の助成を受け、若しくは受けようとする者に

医療機関等」という。)において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費(15歳以上の子どもに係る医療費を除く。)の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことによつて行ふ。

2 15歳以上の子どもに係る医療費の助成は、当該子ども医療費を受給資格者に支払うことによつて行ふ。

3 <省略>

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給資格者が、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の助成を受けた者があつたときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

対し、必要な事項の報告を求めることができる 。 (委任) 第13条 <省略>	(委任) 第12条 <省略>
---	-------------------

第2条 瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 <省略> 2から5まで <省略> 6 この条例において「特定対象者」とは、子どものうち <u>成年に達した者又は婚姻により成年に達したものとみなされる者をいう。</u>	(定義) 第2条 <省略> 2から5まで <省略> 6 この条例において「特定対象者」とは、子どものうち婚姻により成年に達したものとみなされる者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。